

別紙

事務連絡
平成23年3月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う 高齢受給者証等の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災（以下「当該被災」という。）により、高齢受給者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難しているため保険医療機関等に提示できない被保険者や高齢受給者証の自己負担割合の記載の更新が困難な保険者が出ていていることに伴い、高齢受給者証等の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 自己負担割合の記載について

70歳代前半の医療保険被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について（平成22年12月20日付け保発1220第1号）により、平成23年度も継続することを通知している。

当該被災により70～74歳の被保険者（現役並み所得者を除く。）の高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄の記載を更新することが困難となった保険者においては、同欄は「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」の記載をもって、平成23年7月31日まで有効なものとして取り扱うものとすること。

2. 高齢受給者証が保険医療機関等に提示されない場合の取扱いについて

高齢受給者証を含め、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合、被保険者が氏名、生年月日、住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとする旨明示している（「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証の提示について」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡））。

この場合に、保険医療機関等から保険者に対して、高齢受給者証を提示できない被保険者について、その被保険者資格の有無、被保険者番号、自己負担割合等の照会が行われた場合には、保険者において適切に回答すること。

3. 本来の給付割合と異なる請求の取扱いについて

1又は2により、その被保険者の本来の自己負担割合と、保険医療機関等が受領した一部負担金の額が異なる可能性があるが、保険医療機関等において訂正して請求することは困難であるため、保険医療機関等から給付割合が異なる請求がなされた場合でも、当面、その請求の給付割合による支払に応じること。

この場合、被保険者が、保険医療機関等において、本来の自己負担割合より多く負担した場合には、保険者は被保険者に対し、後日、その差額を還付し、少なく負担した場合には、後日、その差額を返還請求すること。

4. 被保険者証、高齢受給者証等の更新及び再交付について

3のとおり、高齢受給者証が更新されない場合や提示されない場合には、保険医療機関等が本来の給付割合と異なる請求をせざるを得ない場合が生じるので、保険者は可能な限り、被保険者証、高齢受給者証等の更新及び再交付に努めること。